

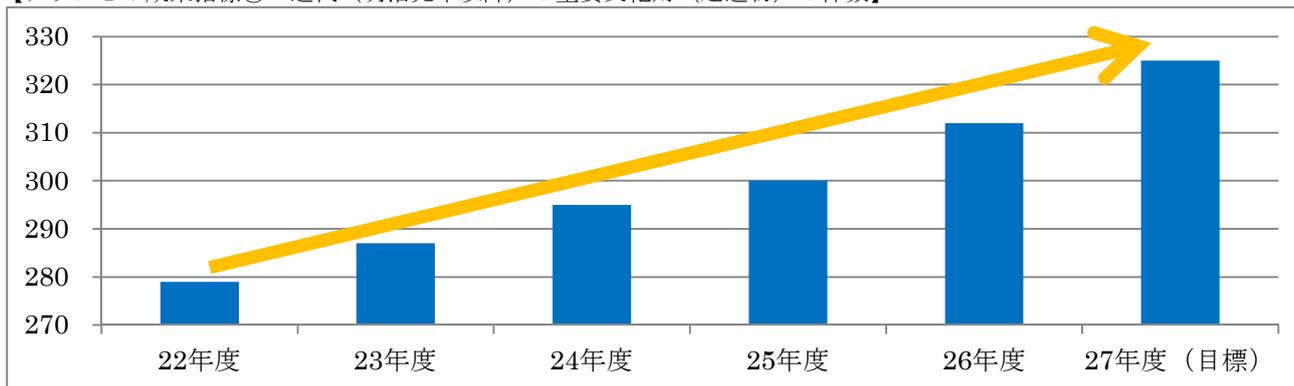
平成 27 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 27-12-2)

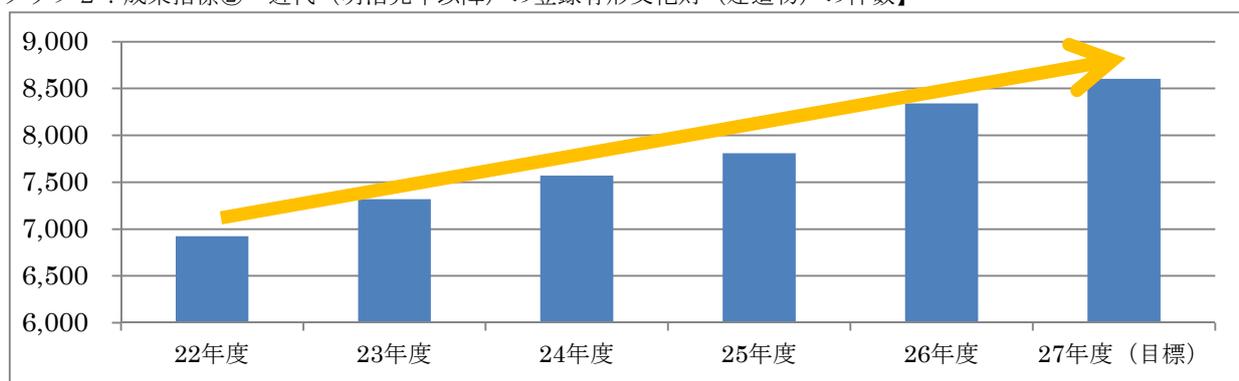
施策名	文化財の保存及び活用の充実
施策の概要	貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。

達成目標 1	価値が十分認識されないまま失われつつある近代の文化財など、保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づき重要な文化財について積極的に指定等を行う。						
達成目標 1 の 設定根拠	<p>昭和 25 年の文化財保護法制定以降、国は、保護する必要性が相対的に高い、近世以前の文化財について主に指定等を進めてきた。</p> <p>他方、文化財の中では比較的新しい近代の文化財については、その価値が十分に認識されないまま失われつつある場合もあるが、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上若しくは鑑賞上価値の高いもの又は我が国民の生活若しくは生業（なりわい）の理解のため欠くことのできないもの等であれば、その状況を適切に把握した上で、保護を図る必要がある。</p> <p>とりわけ、建造物の分野については、平成 8 年に他の文化財類型に先立ち文化財登録制度が導入されるなど、近代の文化財について先行的に保護施策を進めているため、近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）の件数を指標として設定した。</p>						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）の件数	247 件	279 件	287 件	295 件	300 件	312 件	325 件
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	—
	目標値の 設定根拠	平成 19 年度～23 年度の年平均増加数（5 未満は四捨五入、年 10 件）を前年度の件数に毎年足す。					
②近代（明治元年以降）の登録有形文化財（建造物）の件数	5,739 件	6,924 件	7,318 件	7,570 件	7,810 件	8,342 件	8,605 件
	年度ごとの 目標値	—	—	—	—	—	—
	目標値の 設定根拠	平成 19 年度～23 年度の年平均増加数（5 未満は四捨五入、年 345 件）を前年度の件数に毎年足す。					
参考指標	基準値	実績値					目標値
	19 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①重要文化財（建造物）の件数	2,328 件	2,359 件	2,374 件	2,386 件	2,397 件	2,428 件	2,442 件
②登録有形文化財（建造物）の件数	6,824 件	8,331 件	8,834 件	9,124 件	9,423 件	10,084 件	10,624 件
施策・指標に関するグラフ・図等							

【グラフ1：成果指標① 近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）の件数】



【グラフ2：成果指標② 近代（明治元年以降）の登録有形文化財（建造物）の件数】



出典：文部科学省調べ

達成手段 (事業)		
名称 (開始年度)	平成27年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
文化財保護共通費 (昭和25年度)	55	0368
有形文化財 (昭和54年度)	105	0369
文化財保護対策の検討等 (昭和46年度)	111	0371
国宝・重要文化財等の保存整備等 (一般会計)(昭和25年度)	21,676	0378
国宝・重要文化財等の保存整備等 (復興特別会計)(平成25年度)	2,544	0057
達成手段 (法令改正・税制措置)		
名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
地方税法 (昭和25年度)	国宝・重要文化財である家屋又はその敷地については、固定資産税及び都市計画税は課税されない。	参事官(建造物担当)
地方税法 (平成8年度)	登録有形文化財の家屋に係る固定資産税及び都市計画税は、2分の1に軽減措置される。	参事官(建造物担当)

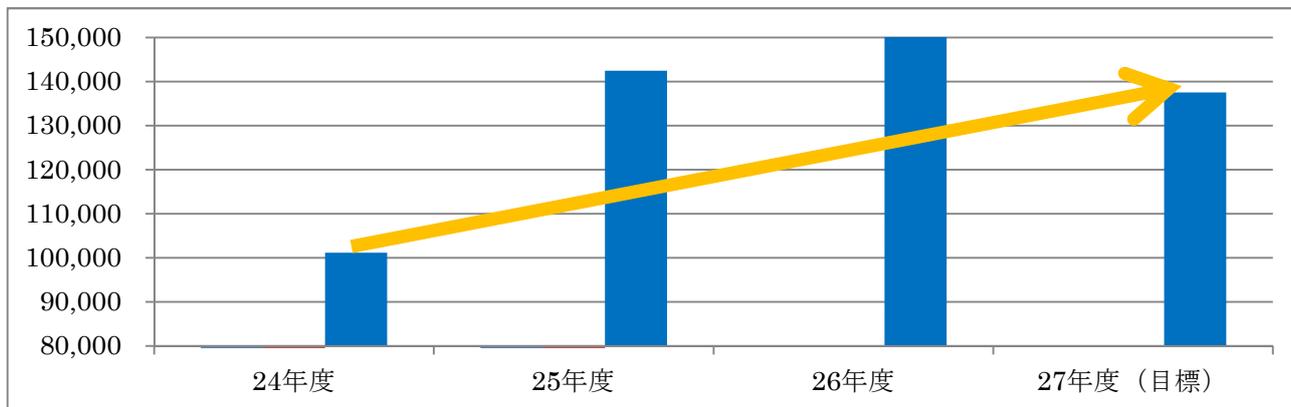
達成手段 (諸会議・研修等)		
名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
登録有形文化財(建造物)事務担当者連絡会 (平成20年度)	地方公共団体において登録有形文化財建造物の保護行政に携わる者を対象として、登録制度の理解促進及び担当者間の情報共有を図る。	参事官(建造物担当)
登録有形文化財建造物修理関係者等講習会 (平成22年度)	登録有形文化財建造物の調査や修理に関わる専門家、技術者及びその指導に当たる地方公共団体の登録有形文化財建造物担当者等に対して、必要な専門的事項について講習を行い、登録有形文化財建造物に係る諸問題に的確に対応できるように担当者等の資質の向上を期し、もって登録制度の普及と円滑な運営を図る。	参事官(建造物担当)
平成26年度評価書からの変更点	○達成手段に税制措置・会議を記載	

達成目標2	文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図る。						
達成目標2の設定根拠	<p>文化財の「保護」とは「保存」と「活用」の双方を意味するものであり、文化財保護法の目的である「国民の文化的向上」及び「世界文化の進歩」(同法第1項)を実現するためには、文化財の保存に加え、その価値の維持に配慮しつつ、各種施設における文化財の公開や情報発信の強化、地方公共団体による文化財の総合的活用の推進等により、国民が文化財に親しむ機会を提供する必要がある。</p> <p>このため、</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化庁が主催する文化財関連展覧会で毎年度開催されているもの(「日本のわざと美」展、「新たな国民のたから」展、「発掘された日本列島」展)について、その来場者数の合計(成果指標①) 文化財に関する情報を、インターネット上で公開するポータルサイト「文化遺産オンライン」について、その訪問回数及び情報掲載件数(成果指標②、活動指標④) 地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想」について、その策定地域数(活動指標③)を指標として設定した。 						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数	—	—	—	101,142人	142,430人	243,682人	137,500人
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度までに、平成24年度の鑑賞機会の2倍とすることを目指し、毎年12,500人増と設定した。					
②文化遺産オンラインへの訪問回数	755,329回	863,989回	1,016,237回	1,133,002回	1,323,566回	1,455,890回	1,444,444回
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度までに、平成23年度の訪問回数の2倍とすることを目指し、毎年111,111回増と設定した(文化芸術立国中期プラン(平成26年3月)において数値目標として明記。)					
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	19年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①「歴史文化基本構想」の策定地域数	—	26地域	30地域	30地域	35地域	39地区	56地域

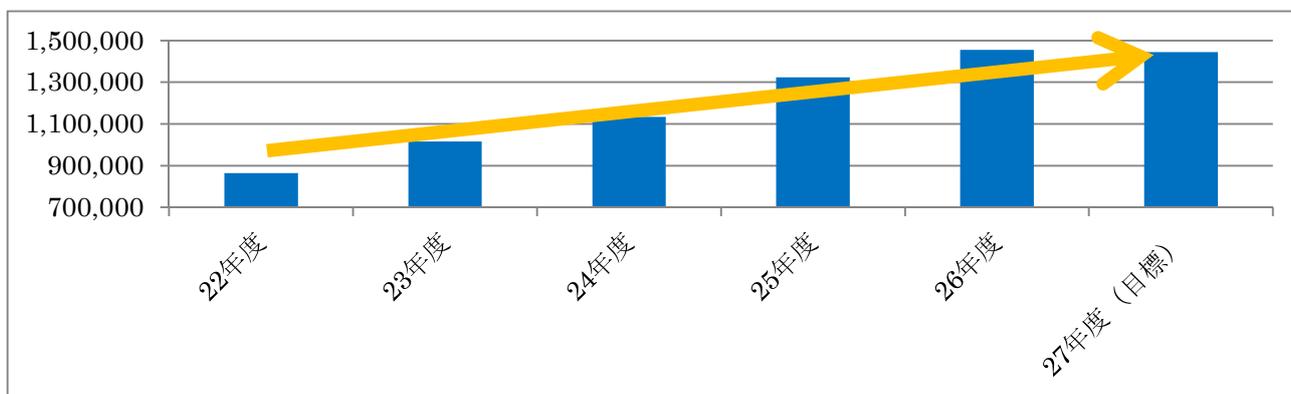
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度までに、各都道府県に2地域程度（計100地域）の策定を目指し、毎年9地域増と設定した。					
②文化遺産オンラインでの情報掲載件数	61,684件	66,748件	94,029件	107,020件	113,585件	114,907件	130,000件
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	
	目標値の設定根拠	東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度までに、平成23年度の情報掲載件数の2倍とすることを目標し、毎年10,000件増と設定した。					
参考指標	観光庁：訪日外国人の消費動向（日本を出国する訪日外国人を対象とした調査）年次報告						
		22年	23年	24年	25年	26年	
①「滞在中にしたこと」について「美術館・博物館」と回答した人の割合		25.8%	23.5%	22.1%	21.7%	16.3%	
②「次回したいこと」について「美術館・博物館」と回答した人の割合		24.1%	25.9%	23.9%	25.3%	17.1%	
③今回滞在中に実施した活動について「美術館・博物館」と回答し、かつ、満足度について「期待以上」と回答した人の割合		45.5%	49.4%	49.6%	51.9%	79.9%	

施策・指標に関するグラフ・図等

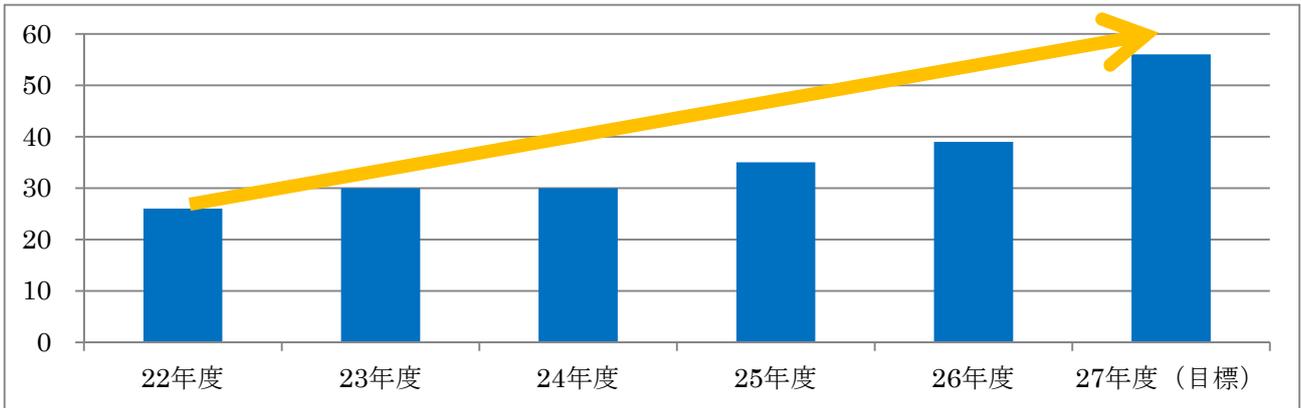
【グラフ1：成果指標① 文化庁が主催する文化財関連展示会の来場者数】



【グラフ2：成果指標② 文化遺産オンラインへの訪問回数】



【グラフ3：活動指標③ 「歴史文化基本構想」の策定地域数】



出典：文部科学省調べ

達成手段 (事業)		
名称 (開始年度)	平成 27 年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
無形文化財 (平成 17 年度)	30	0370
美術館・博物館活動の充実 (平成 9 年度)	19	0372
鑑賞・体験機会等充実のための事業推進 (昭和 47 年度)	230	0373
アイヌ関連施策の推進 (平成 9 年度)	274	0374
国宝・重要文化財等の買上げ (昭和 25 年度)	1,370	0375
模写模造 (昭和 28 年度)	35	0376
文化財管理及び保存活用等 (昭和 25 年度)	688	0377
史跡等の買上げ (昭和 32 年度)	10,775	0380
平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上 (昭和 38 年度)	468	0381
平城宮跡地整備費 (昭和 40 年度)	284	0382
文化財建造物等を活用した地域活性化事業 (平成 25 年度)	1,100	0386
文化遺産を活かした地域活性化事業 (平成 25 年度)	2,147.3	0388
世界遺産普及活用・推薦のための事業推進 (平成 26 年度)	85	0389
伝統文化親子教室事業 (平成 26 年度)	1,200	0390

文化財総合活用戦略プラン (平成 27 年度)	8,367	0052
日本遺産魅力発信推進事業 (平成 27 年度)	807	新 27-0040
地域の核となる美術館・歴史博物館 支援事業 (平成 27 年度)	1,312.9	新 27-0041
歴史生き生き！史跡等総合活用整備 事業 (平成 27 年度)	6,500	新 27-0042
地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (平成 27 年度)	524	新 27-0043
国産良質材使用推進・供給地活性化事 業 (平成 27 年度)	10	新 27-0044
国立のアイヌ文化博物館 (仮称) の基 本設計 (平成 27 年度)	140	0046
被災ミュージアム再興事業 (平成 24 年度)	308	048
達成手段 (法令改正・税制措置)		
名 称 (開始年度)	概 要	担当課 (関係課)
地方税法 (平成 20 年度)	公益社団・財団法人が保有する重要無形文化財の公演の用に供する施設 (土地・家屋) に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税については、平成 28 年度まで 2 分の 1 に軽減される。	伝統文化課
租税特別措置法 (昭和 45 年度)	国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館・国立科学博物館、地方独立行政法人 (博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置・管理を主たる目的とするもの) に対して重要文化財 (土地を除く) を譲渡した場合の譲渡所得について、所得税が課されない。	美術学芸課、参事官 (建造物担当)
租税特別措置法 (昭和 47 年度)	平成 28 年 12 月 31 日までに、国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館・国立科学博物館、地方独立行政法人 (博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置・管理を主たる目的とするもの) に対して重要有形民俗文化財 (土地を除く) を譲渡した場合の譲渡所得について、その 2 分の 1 に相当する金額が控除される。	伝統文化課
租税特別措置法 (昭和 47 年度)	史跡、名勝、天然記念物及び重要文化財として指定された土地を国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館、地方独立行政法人 (博物館相当施設として指定された博物館又は植物園の設置・管理を主たる目的とするもの) に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を譲渡した場合の譲渡所得については、原則として、2,000 万円まで特別控除又は損金算入される。	記念物課、参事官 (建造物担当)
達成手段 (諸会議・研修等)		
名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
文化財行政講座 (昭和 54 年度)	都道府県・市町村などにおいて文化財行政に携わる、原則として経験年数 3 年未満の者を対象に、職務の遂行に必要な基礎的な知識と実務上の課題について研修を行い、文化財の保存・活用の一層の推進を図る。	伝統文化課 (美術学芸課、記念物課、参事官 (建造物担当))
国宝・重要文化財 (美術工芸品) 防災・防犯対策研修会 (平成 24 年度)	文化財を適切に保存し継承するため、盗難事件等の事例報告や効果的な防災・防犯対策、国庫補助事業の説明などを内容とした研修。	美術学芸課

公開承認施設会議(平成9年度)	公開承認施設に対して博物館施設を取り巻く最新の情報提供等を行う会議。	美術学芸課
関連する独立行政法人の事業		
名称 (開始年度)	平成27年度予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
独立行政法人国立文化財機構運営費 交付金に必要な経費 (平成13年度)	8,441	0383
独立行政法人国立文化財機構施設 備に必要な経費 (平成13年度)	2,921	0384
平成26年度評価書 からの変更点	○達成手段に税制措置・会議・研修を記載	

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		25年度	26年度	27年度	28年度要求額
予算の状況 【千円】 上段: 単独施策に係る予算 下段: 複数施策に係る予算	当初予算	56,525,826 ほか復興庁一括 計上分 2,095,183	57,147,745 ほか復興庁一括 計上分 2,556,500	57,142,723 ほか復興庁一括 計上分 2,851,632	63,557,075 ほか復興庁一括 計上分 1,461,857
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	1,058,142 ほか復興庁一括 計上分 0	294,341 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	△3,443,807 ほか復興庁一括 計上分 247,178	△448,021 ほか復興庁一括 計上分 223,642		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	合計	54,140,162 ほか復興庁一括 計上分 2,342,361	56,994,065 ほか復興庁一括 計上分 2,780,142		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
	執行額 【千円】	51,190,390 ほか復興庁一括 計上分 2,090,085	55,891,867 ほか復興庁一括 計上分 2,721,249		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		
名称	年月日	関係部分抜粋
文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）	平成23年2月8日閣議決定	第2 文化芸術振興に関する重点施策 1. 六つの重点戦略 重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承 等
「日本再興戦略」改訂2014	平成26年6月24日	第一 総論 Ⅲ. 更なる成長の実現に向けた今後の対応 4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革 ①地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新 ○世界に通用する魅力ある観光地域づくり ・全国の美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において多言語対応を進める。 第二 三つのアクションプラン 二. 戦略市場創造プラン テーマ4：世界を引き付ける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 テーマ4－②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会 （3）新たに講ずべき具体的施策 ③世界に通用する魅力ある観光地域づくり、外国人旅行者の受入れ環境整備及び国際会議等（MICE）の誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み ・「日本遺産（Japan Heritage）」認定の仕組みを新たに創設し、歴史的魅力に溢れた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信する。
経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～	平成26年6月24日	第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 1. 助成の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮 （2）教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興 （スポーツ・文化芸術の振興） …「日本遺産（Japan Heritage）」など魅力ある日本文化の発信、…文化財の保存・活用・継承等に取り組む。 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 （2）2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組 2020年までにアイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備を進める。
東日本大震災からの復興基本方針	平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定	5 復興施策 （1）災害に強い地域づくり ②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 （iv）速やかな復興を支えるため、埋蔵文化財の迅速な調査が可能となるよう、弾力的な措置を講ずるとともに、体制の整備を行う。 （2）地域における暮らしの再生 ⑤文化・スポーツの振興 （i）「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の復興等を支援する。また、被災した博物館・美術館・図書館等の再建を支援する。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		
—		

有識者会議での 指摘事項	-
-----------------	---

主管課（課長名）	文化庁文化財部 伝統文化課 （大谷 圭介）
関係課（課長名）	文化庁文化財部 美術学芸課 （萬谷 宏之） 文化庁文化財部 記念物課 （加藤 弘樹） 文化庁文化財部 参事官（建造物担当） （熊本 達哉）

評価実施予定時期	平成28年度、平成31年度
----------	---------------